

2015年1月27日 全15頁

消費税増税等の家計への影響試算 (2015年度予算案反映版)

2011年から2018年までの家計の実質可処分所得の推移を試算

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2015年1月14日に閣議決定された2015年度政府予算案の発表を受け、2014年12月に発表した「消費税増税等の家計への影響試算」（以下、要約内では改訂前）を改訂した。
- 子育て世帯臨時特例給付金が2015年度は子ども1人あたり3千円支給されることとなったため、これが支給される世帯の改訂後の2015年の家計の実質可処分所得は、改訂前よりわずかに上方修正された。
- 2013年から2014年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金の支給により、消費税率引き上げに伴う中低所得層の負担増を緩和する効果があった。しかし、2014年から2015年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金の支給額が減少するため、同じ「片働き4人世帯」の中では、世帯年収が低くなるほど実質可処分所得の減少率が大きくなる。
- 年収300万円の片働き4人世帯における、2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少率は、改訂前の1.5%から改訂後は1.2%に縮小している。しかし、片働き4人世帯の中で世帯年収別に比較すると、依然として、年収が低い世帯ほど2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少率が大きい「逆進性」が残っている。

[目次]

| | |
|--------------------------|-------|
| はじめに | 2ページ |
| ケース1. 年収500万円・片働き4人世帯 | 4ページ |
| ケース2. 年収300万円・片働き4人世帯 | 5ページ |
| ケース3. 年収1,000万円・片働き4人世帯 | 7ページ |
| ケース3+. 年収1,500万円・片働き4人世帯 | 8ページ |
| ケース4. 年収1,000万円・共働き4人世帯 | 10ページ |
| ケース5. 年収500万円・単身世帯 | 11ページ |
| まとめ | 13ページ |

はじめに

2011年から2018年までを分析

大和総研では、これまで、社会保障・税一体改革の議論が始まった2011年から、消費税増税等の負担増が家計に与える影響を試算し発表してきた。本レポートは、2015年1月14日に閣議決定された2015年度政府予算案の発表を受けて試算し直したものであり、2013年12月に発表したレポート（以下、2013年12月版）¹および2014年12月に発表したレポート（以下、2014年12月版）²の改訂版である。なお、以下、本稿における最新の試算を「2015年1月版」とする。

2014年12月版と同様に、社会保障・税一体改革の議論が本格化し、子ども手当の縮小等の家計への負担増が開始された2011年を起点として、消費税率10%への引き上げによる増税の影響が通年化する2018年までを試算の対象期間とした。

家計にとっての最大の負担増項目は、消費税率の引き上げである。しかし、それ以外に2011年から2013年にかけても税・社会保障の負担増があった。2011年3月に東日本大震災が発生し、その復旧・復興財源を確保する観点もあり、2011年10月に子ども手当が縮小された。さらに、子ども手当の導入に遅れて施行された年少扶養控除の廃止の影響もあった。

本レポートでは、2011年から2018年まで、1年ごとに税や社会保険料などの負担がどのように変わってきたか、またこれから変わっていくのかを見ていく。

実質可処分所得というモノサシ

家計の姿を見る際に、本レポートでは「実質可処分所得」というモノサシを用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を引き、児童手当（子ども手当）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当}$$

しかし、単純に「可処分所得」の増減で暮らしのゆとりを測るのは適切ではない。まず、2014年4月に消費税率の5%から8%への引き上げが実施された。また、2017年4月には消費税率が8%から10%に再度引き上げられる予定である。

消費税率が引き上げられると、ほとんどのモノやサービスの価格が上昇するものと予測される。大和総研では、消費税率が1%引き上げられると、その年度に物価は0.72%上昇すると予測している³。この予測をもとに、消費税率引き上げ分を考慮して、試算を行った⁴。

¹ 詳細は、拙稿「消費税増税等の家計への影響試算（平成26年度税制改正大綱反映版）」（2013年12月24日発表）参照。 http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20131224_008051.html

² 詳細は、拙稿「消費税増税等の家計への影響試算（再増税先送り反映版）」（2014年12月10日発表）参照。 http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141210_009243.html

³ 近藤 智也・溝端 幹雄・神田 慶司「日本経済中期予測（2013年2月）」（2013年2月4日発表）による。 http://www.dir.co.jp/research/report/japan/mloutlook/20130204_006771.html

実質可処分所得は、可処分所得から物価上昇分を除いたもので、家計が手取りで消費税増税前（2013年）の物価に換算していくら分のモノやサービスを購入できるかという水準を示す。

実質可処分所得が10万円減少するという事は、家計収支がとんとんであれば10万円分消費を減らさないと家計が赤字に陥るということである。また、黒字の家計が現在と同じ年間の貯蓄額を維持するには約10万円分消費を減らさないといけないということも意味する。

本レポートでは、6つのモデル世帯を設定し、税引き前の給与収入が2011年から2018年まで変わらず、消費税増税以外の要因の物価変動は考慮しないものとして、実質可処分所得の試算を行った。

なお、2013年12月版のレポートで設定していた「年収240万円・年金夫婦世帯」のモデルについては2014年12月版・2015年1月版ともに試算を行っていない⁵。物価・賃金の変動も考慮に入れた試算および年金夫婦世帯における試算は、今後、別途作成する予定である。

試算の改訂事項

前回試算の発表後、2014年12月30日に自由民主党・公明党は「平成27年度税制改正大綱」を公表し、消費税率の10%への引き上げ時期を2017年4月まで1年半先送りする方針を再確認した（この件については、特に2014年12月版から試算を改訂すべき事項はない）。

その後、2015年1月14日に内閣は平成27年度政府予算案を閣議決定し、平成27年度において、子育て世帯臨時特例給付金を児童手当の支給対象となる世帯（児童手当の所得制限の対象となる世帯⁶を除く）に中学生以下の子ども1人あたり3千円支給する方針を発表した。2014年12月版においては、2015年度における子育て世帯臨時特例給付金の支給を考慮していなかったため、2015年1月版はこの点を反映した。

2013年12月版から2015年1月版にかけての3つのレポートの試算前提の違いは下記のとおりである。なお、3つの試算のいずれにおいても、2016年度以後の子育て世帯臨時特例給付金は考慮していない。

●3つのレポートにおける試算前提の違い

| | 消費税率10%への引き上げ | 子育て世帯臨時特例給付金 | 将来の介護保険料率 |
|-----------------------|---------------|--------------|-------------|
| 2013年12月版 | 2015年10月 | 2015年度は支給せず | 2013年度実績ベース |
| 2014年12月版 2015年1月版 | 2017年4月 | | 2014年度実績ベース |

⁴ 名目の可処分所得を（1+消費税率引き上げによる物価上昇率）で除した値を実質可処分所得とした。

⁵ 2018年まで試算対象期間を延ばした際、年金夫婦世帯の実質可処分所得については、物価上昇率およびそれに伴いマクロ経済スライドが実施されるか否かが大きな影響を及ぼし、消費税増税以外の要因の物価変動を考慮しないものとした試算の持つ意味が乏しくなるため、試算対象から除外している。

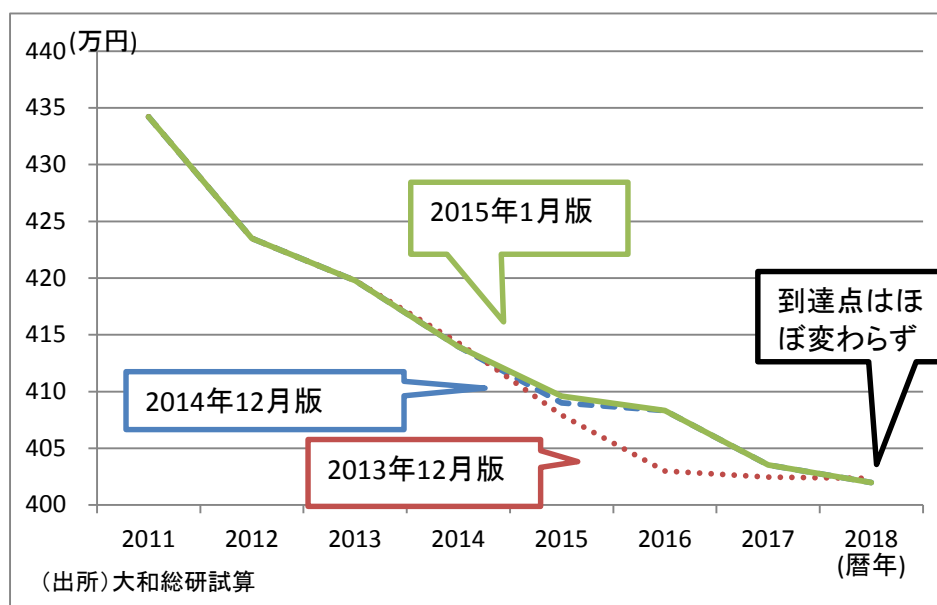
⁶ 給与所得のみで被扶養者が3人（配偶者+子2人）いる世帯の場合、年収960万円以上となる場合に所得制限により児童手当の支給額は月1万円ではなく月5千円となる。なお、共働きの場合は、所得制限の判定は合計年収ではなく、夫婦のうち年収が高い方の年収を基準に行われる。詳細は、拙稿「新旧児童手当、子ども手当と税制改正のQ&A」（2012年5月14日発表）を参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12051401tax.pdf>

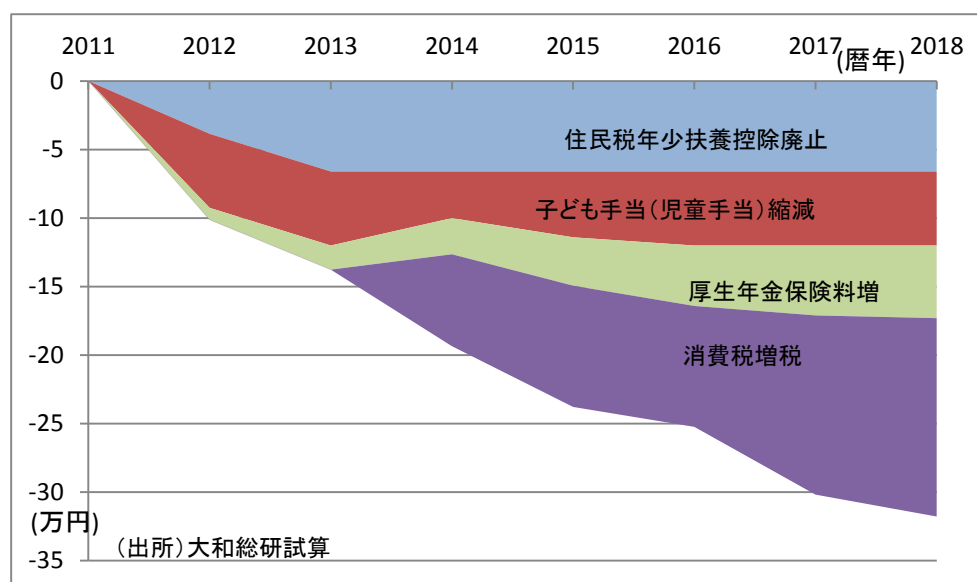
ケース 1. 年収 500 万円・片働き 4 人世帯

夫婦のうち一方が働き（社会保険に加入する会社員を想定）、3 歳以上中学生以下の子が 2 人、世帯年収が税込み 500 万円の世帯について実質可処分所得を試算したものが次の図表である⁷。

図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 1 では、2011 年から 2013 年にかけても大きな負担増があった。2011 年 10 月に児童手当が縮小され、2012 年 6 月に住民税の年少扶養控除が廃止された。この 2 つだけでも、2013 年

⁷ 2013 年 12 月版のレポートでは、2017 年および 2018 年の実質可処分所得は試算していなかったが、本レポートでは 2013 年 12 月版のレポートと同じ条件で（消費税率 10% への引き上げ時期を 2015 年 10 月とし、介護保険料の 2014 年度の改定を反映しないで）2017 年および 2018 年の実質可処分所得を試算した結果も示している。

時点では2011年と比べて、年間12万円の負担増（実質可処分所得減）となっていた。

2014年は児童手当の支給世帯を対象に「子育て世帯臨時特例給付金」の実施により2万円（1万円×2人）が支給された。これが消費税率引き上げによる負担増を一部緩和する形となっていた⁸。

2015年においては、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給額が6千円（3千円×2人）に縮減して実施されることとなった。2014年12月版の試算では2015年における「子育て世帯臨時特例給付金」を考慮していなかったため、2015年1月版の試算では、2015年の実質可処分所得は、2014年12月版と比べ、0.59万円押し上げられることとなった⁹。

しかし、2015年1月版の試算においても、2015年の子育て世帯臨時特例給付金は前年比で減少すること、および2015年は消費税率8%が通年化することなどにより、2014年から2015年にかけて実質可処分所得は4.38万円（1.1%）減少する。6千円の子育て世帯臨時特例給付金の支給による2015年の実質可処分所得の押し上げ効果は、率にして0.1%とごくわずかなものである。

ケース 2. 年収 300 万円・片働き 4 人世帯

ケース 2 は、ケース 1 と同じ世帯構成だが、世帯年収が税込み 300 万円と、比較的lowの世帯である。

ケース 2 では、2011 年から 2013 年にかけての負担増が相対的に重いものとなった。住民税の年少扶養控除の廃止と児童手当の縮小による負担増はケース 1 と同じ年間 12 万円である。しかし、ケース 2 ではケース 1 よりも年収が低いため、同じ 12 万円でも、（実質）可処分所得に占める負担増の割合が大きかったのである。

2014 年の子育て世帯臨時特例給付金の実施による 2 万円の給付は、同じ 2 万円でも（実質）可処分所得に占める給付の割合が大きかった。このため、比較的low所得の子育て世帯ほど消費税率引き上げ等の負担増を緩和する効果が高くなっていた。

2014 年から 2015 年にかけては、この子育て世帯臨時特例給付金の支給額が減少するため、低所得の世帯ほど負担が重く感じられることになる。

ケース 2 の 2015 年 1 月版の試算では、2014 年から 2015 年にかけて、3.28 万円（1.2%）実質可処分所得が減少する見通しとなっており、比率で見れば年収 500 万円のケース 1 よりも負担感が重い「逆進性」を持つことになる。

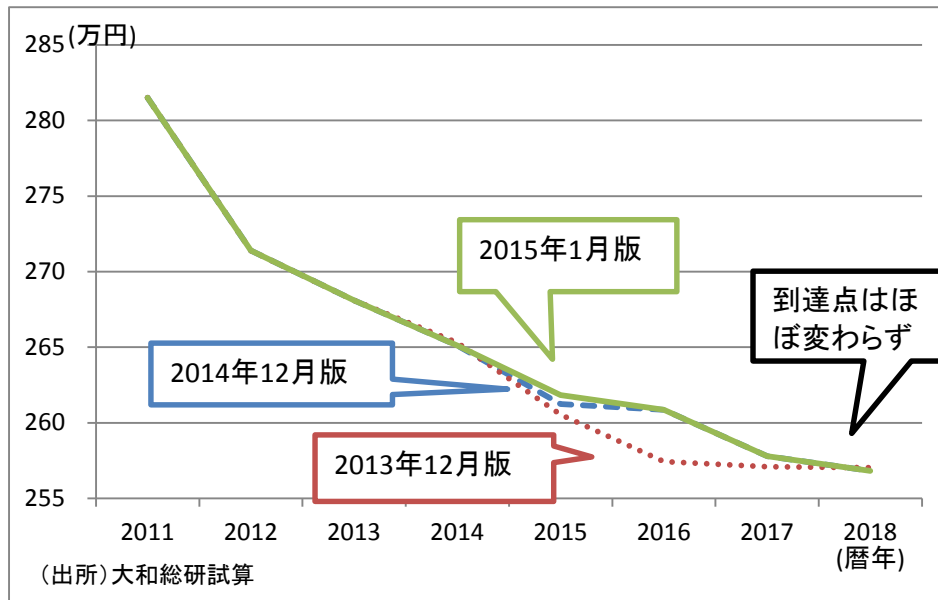
もっとも、2015 年中の子育て世帯臨時特例給付金の支給がないことを前提とした 2014 年 12

⁸ 図表 1-B の項目では、子育て世帯臨時特例給付金の給付額は「子ども手当（児童手当）縮減」から差し引いている。このため、図表 1-B をみると、2013 年から 2014 年にかけては子育て世帯臨時特例給付金の給付によって消費税増税による負担増が緩和されていることがわかる。

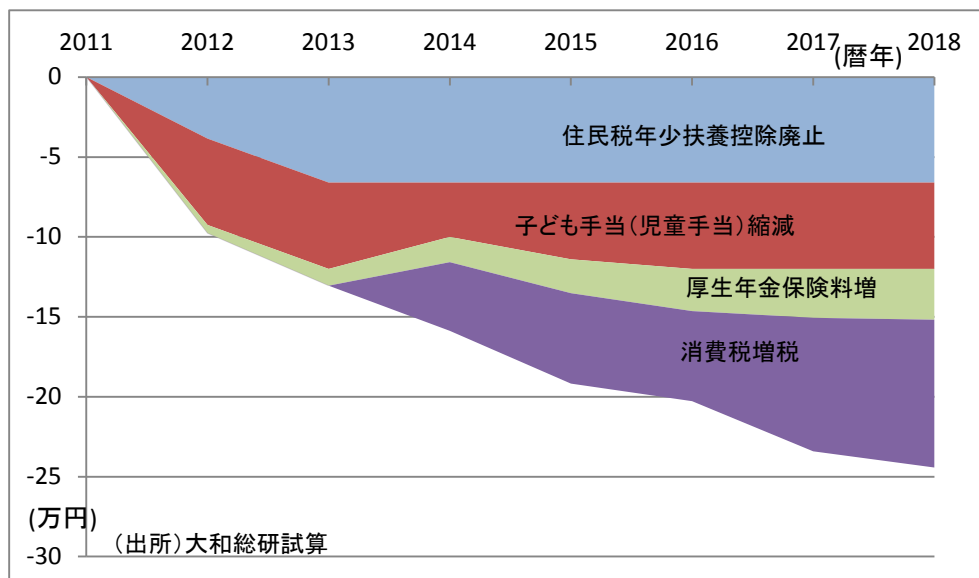
⁹ ちょうど 6,000 円とまらないのは、実質可処分所得の計算上、消費税率 5% から 8% への 3% 引き上げによる物価上昇分を控除しているためである。

月版の試算では、ケース 2 の 2014 年から 2015 年にかけての實質可処分所得の減少は 3.87 万円 (1.5%) であった。2015 年 1 月版の試算では、このときよりは改善されているが、なお「逆進性」は残っている。

図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の實質可処分所得の試算



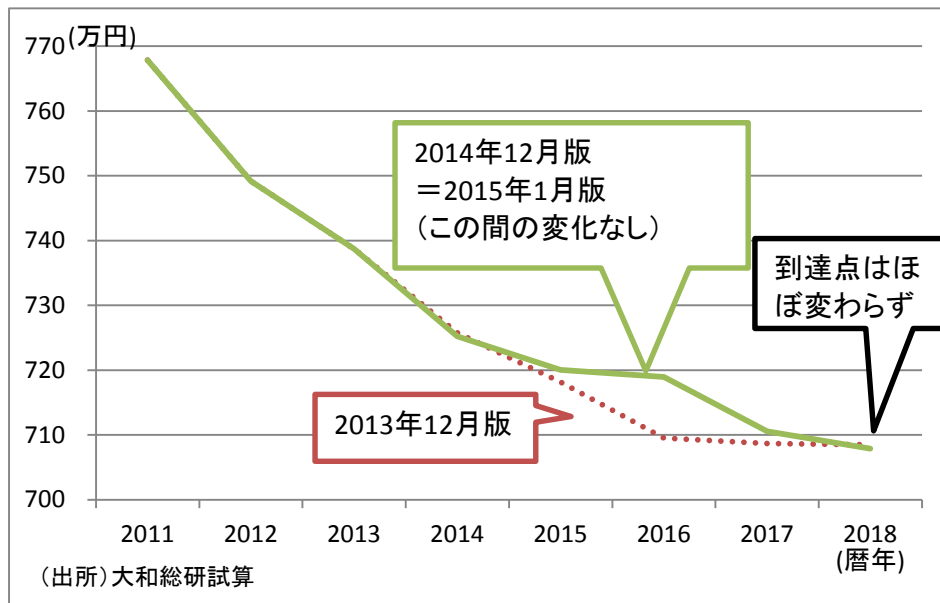
図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の實質可処分所得の減少要因のうち主なもの



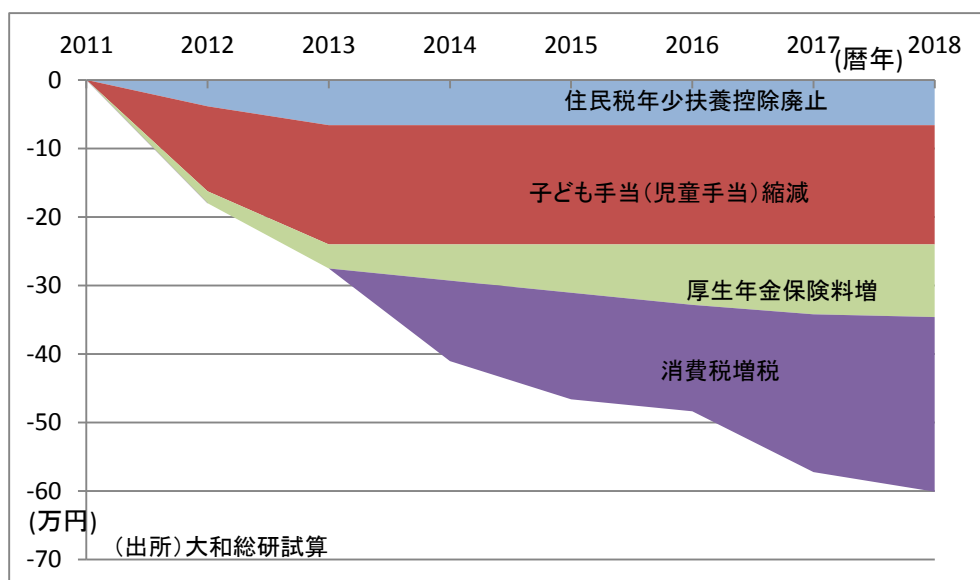
ケース 3. 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3 もケース 1・ケース 2 と同じ世帯構成であるが、こちらは世帯年収が税込み 1,000 万円と比較的所得の高い世帯である。

図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



ケース 3 では、児童手当の縮小による負担増が相対的に重かった。2012 年 6 月分から、児童手当について所得制限が設けられ、年収 960 万円程度以上の世帯は、児童手当の支給額が減額

(原則月 1 万円が、0.5 万円に減額) となった。その他の世帯に対しても行われた児童手当の減額と住民税の年少扶養控除廃止の影響と合わせると、24 万円の負担増になっていた。

子育て世帯臨時特例給付金も、児童手当の所得制限世帯に対しては給付されない (2015 年においても同様である)。このため、ケース 3 では、2014 年 12 月版と 2015 年 1 月版の試算結果は一致している。

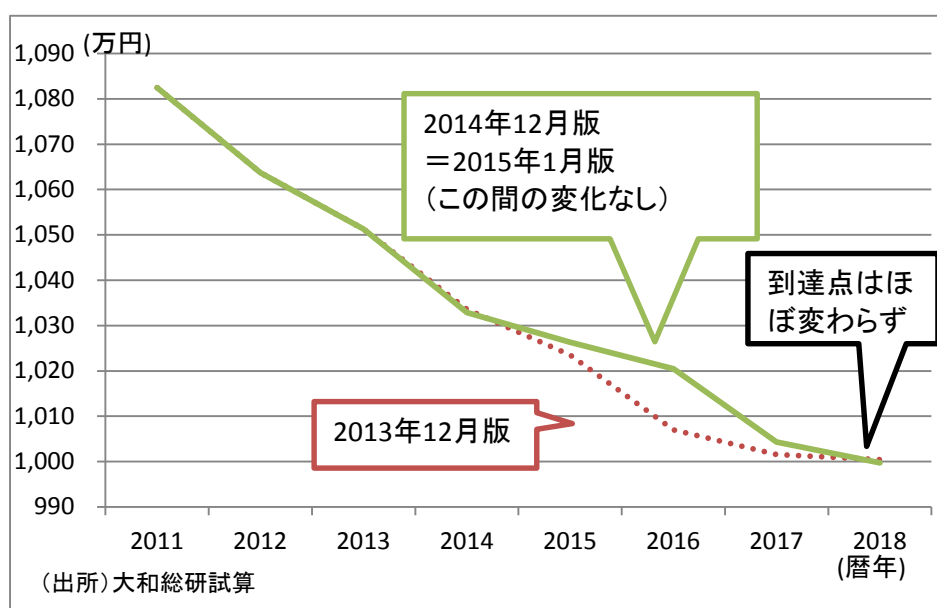
片働き 4 人世帯の中で見ると、2013 年から 2014 年にかけての実質可処分所得の減少率は年収の高い世帯ほど減少率が高くなる「累進税率」の構図となっており、子育て世帯臨時特例給付金が消費税の逆進性対策として効果を発揮していた。

しかし、2014 年から 2015 年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金の支給額が減少するため、逆の動きとなる。元々子育て世帯臨時特例給付金が支給されていないケース 3 では支給額減少による影響も受けなため、2014 年から 2015 年にかけての実質可処分所得の減少額は 5.15 万円 (比率にして 0.7%) と、比率で見ればケース 1・ケース 2 よりも影響が小さい。

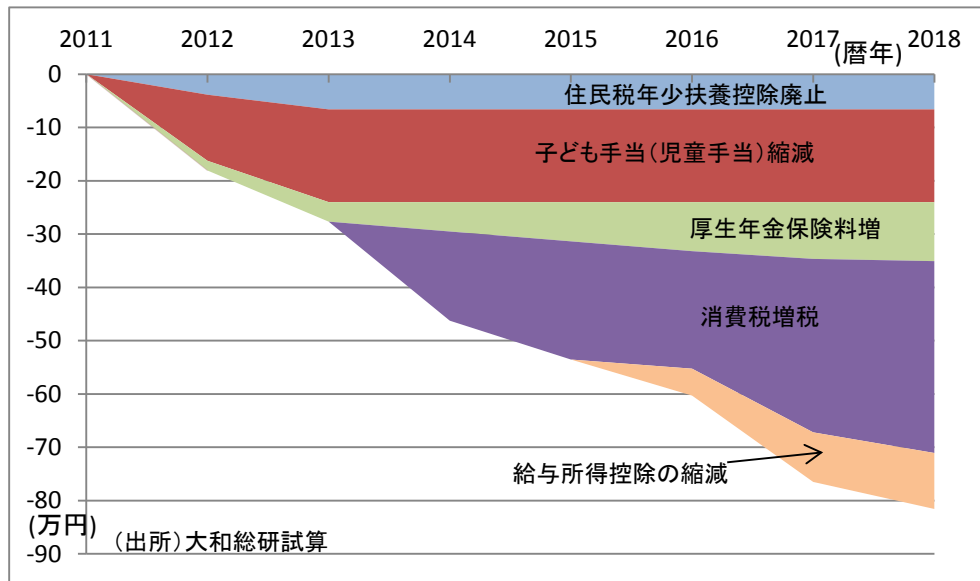
ケース 3+. 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯

ケース 3+は、ケース 1~3 と同じ世帯構成であるが、世帯年収が 1,500 万円と、かなり高めの世界である。

図表 3+A 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 3+B 年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



2013 年に施行された給与所得控除縮減は、給与所得控除についてこれまで上限がなかったものを年 245 万円に制限するものであった。従来、給与所得控除が 245 万円に達するのは年収 1,500 万円であったため、年収 1,500 万円を超える給与所得のある人についてはこの時の改正の影響を受けたが、ケース 3+では年収 1,500 万円ちょうどなのでぎりぎり影響を受けなかった。

2014 年度税制改正により給与所得控除の上限が、所得税について 2016 年は 230 万円、2017 年以後は 220 万円に縮減される（住民税は翌年度）。

これにより、ケース 3+では、2016 年に所得税および復興特別所得税が 5.05 万円増加する。住民税も含めて給与所得控除の上限が 220 万円に揃う 2019 年時点では、所得税・復興特別所得税・住民税を合わせた負担増は 10.92 万円となる（図表 3+C）。

図表 3+C 給与所得控除の縮減による増税額の試算（年収 1,500 万円・片働き 4 人世帯）

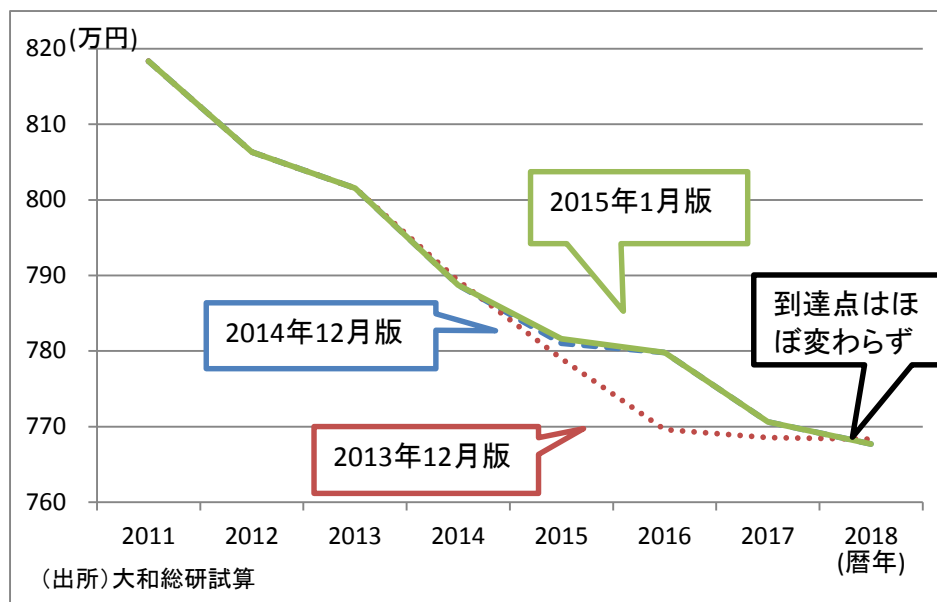
| | | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (完全移行) |
|--------------------|-------------|-------|--------|-------------------------------|--|-----------------|
| 給与所得控除 | 所得税・復興特別所得税 | 245万円 | 230万円 | 220万円 | | |
| | 住民税 | 245万円 | | 230万円 | 220万円 | |
| 税負担の増加 (2015年比) | 所得税・復興特別所得税 | — | 5.05万円 | 8.42万円 | 8.42万円 | 8.42万円 |
| | 住民税 | — | — | $1.50万円 \times 7/12 = 0.88万円$ | $1.50万円 \times 5/12 + 2.50万円 \times 7/12 = 2.08万円$ | 2.50万円 |
| | 合計 | — | 5.05万円 | 9.30万円 | 10.50万円 | 10.92万円 |

(出所)大和総研試算

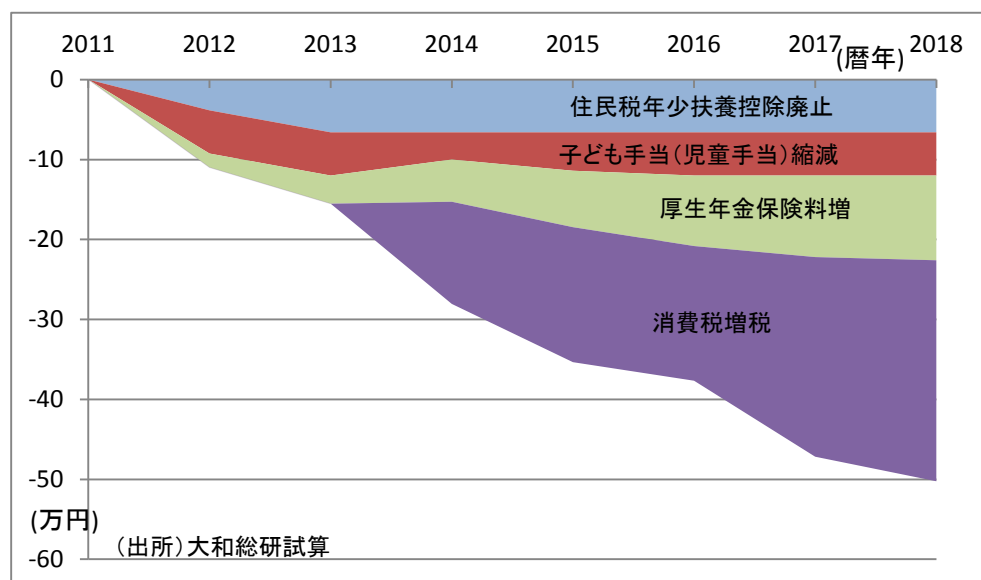
ケース 4. 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯

ケース 4 は、夫婦いずれも税込み年収 500 万円ずつを稼ぎ、3 歳以上中学生以下の子どもが 2 人いる世帯である。税込みの世帯年収はケース 3 と同じ、1,000 万円である。

図表 4-A 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



図表 4-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



共働きのケース 4 では、同じ世帯年収で片働きのケース 3 よりも、2011 年から 2018 年までのどの年で見ても、実質可処分所得の水準が多くなっている（この点は 2013 年 12 月版～2015 年 1 月版のいずれでも変わらない）。

日本の所得税は個人単位の累進課税になっているため、1 人（片働き）で年収 1,000 万円を稼

いと所得税率が高くなる。一方で、夫婦それぞれ年収 500 万円の場合は、夫婦それぞれに適用される所得税率は片働きで年収 1,000 万円を稼ぐ世帯よりも低くなる¹⁰。

また、児童手当の所得制限も、共働きに有利に設定されている。夫婦のうち多い方の年収が 960 万円程度以上の場合に、児童手当は所得制限により減額となる。夫婦それぞれ年収 500 万円ずつの場合は世帯収入が 1,000 万円あっても、所得制限の対象にはならない。2014 年に給付された子育て世帯臨時特例給付金についても、同様に片働きで年収 1,000 万円の場合は対象にならないが、夫婦それぞれ年収 500 万円の場合は支給された（なお、2015 年も同様である）。このため、同じ世帯年収 1,000 万円の共働き世帯と片働き世帯の実質可処分所得の差は 2013 年から 2014 年にかけて広がった。

もともと、2014 年から 2015 年にかけては子育て世帯臨時特例給付金の支給額が減少するので共働き世帯と片働き世帯の実質可処分所得の差は縮まる。

2015 年 1 月版における、2014 年から 2015 年にかけてのケース 4 の実質可処分所得の減少額は 7.09 万円、比率にして 0.9%と、同じ世帯年収 1,000 万円で片働きのケース 3 よりも金額・比率ともに大きくなる見通しである。

ケース 5. 年収 500 万円・単身世帯

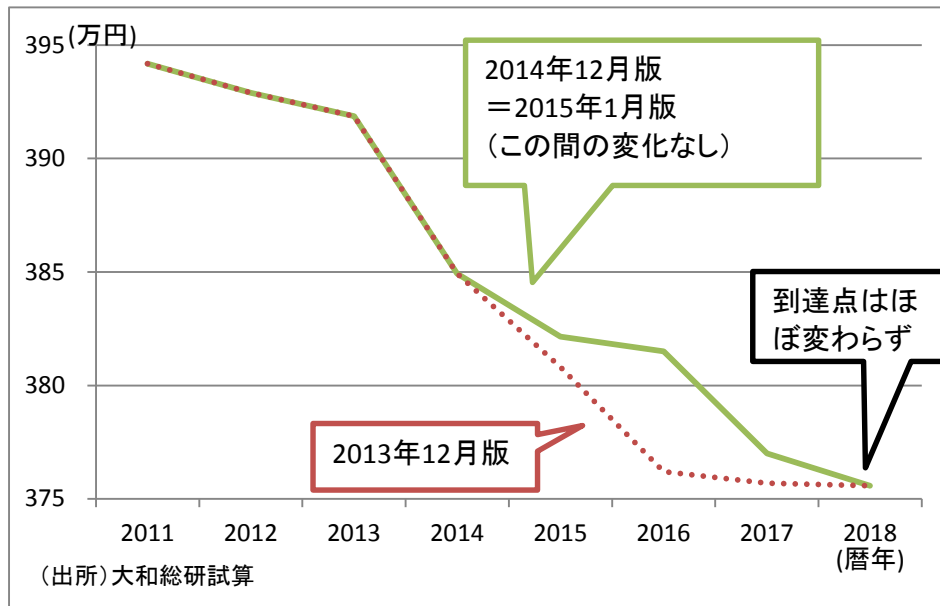
ケース 5 は税込み年収が 500 万円の単身世帯である。単身世帯においては、2011 年から 2013 年においては目立った負担増はなかった。あえて挙げるならば、毎年少しずつ引き上げられている厚生年金保険料の増加が実質可処分所得を引き下げている。

ケース 5 も、子育て世帯臨時特例給付金が支給されないため、2014 年 12 月版と 2015 年 1 月版の試算結果は一致している。

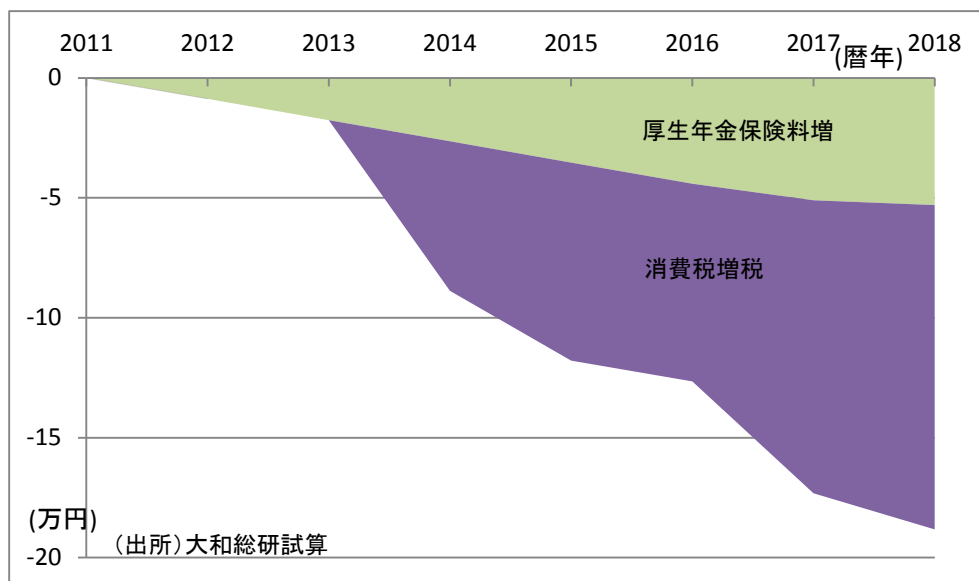
2014 年と比べた 2015 年の実質可処分所得の減少額は 2.77 万円（比率にして 0.7%）である。子育て世帯臨時特例給付金の給付額減少の影響を受けないため、同じ世帯年収で「片働き 4 人世帯」のケース 1 よりも、実質可処分所得の減少は金額・比率ともに小さい。

¹⁰ 日本の所得税が個人単位の累進課税になっていること、同じ世帯年収であれば片働き世帯よりも共働き世帯の方が税負担が少なくなること等については、花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012 年）を参照。<http://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

図表 5-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算



図表 5-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なものの



まとめ

2015年1月版の試算結果をまとめると、次の図表6のようになる。また、片働き4人世帯の実質可処分所得の変化について、2014年12月版と2015年1月版の試算結果を比較したものが図表7である。

図表6 試算結果（2015年1月版）のまとめ

| | 世帯構成 | 世帯年収 | 各年の実質可処分所得(2015年1月版) | | | | | | | |
|-------|---------|---------|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|
| | | | 2011年 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| ケース2 | 片働き4人世帯 | 300万円 | 281.52 | 271.39 | 268.10 | 265.12 | 261.83 | 260.86 | 257.79 | 256.82 |
| ケース1 | | 500万円 | 434.23 | 423.51 | 419.78 | 413.97 | 409.59 | 408.33 | 403.51 | 401.99 |
| ケース3 | | 1,000万円 | 767.83 | 749.15 | 738.72 | 725.21 | 720.07 | 718.97 | 710.56 | 707.92 |
| ケース3+ | | 1,500万円 | 1,082.49 | 1,063.72 | 1,051.30 | 1,032.89 | 1,026.30 | 1,020.49 | 1,004.35 | 999.76 |
| ケース4 | 共働き4人世帯 | 1,000万円 | 818.34 | 806.33 | 801.56 | 788.73 | 781.63 | 779.79 | 770.60 | 767.69 |
| ケース5 | 単身世帯 | 500万円 | 394.19 | 392.89 | 391.87 | 384.92 | 382.16 | 381.51 | 377.00 | 375.57 |

| | 世帯構成 | 世帯年収 | これまでの変化 | | これからの変化 | | | | | |
|-------|---------|---------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | | 2011→2014 | | 2014→2015 | | 2014→2016 | | 2014→2018 | |
| | | | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 |
| ケース2 | 片働き4人世帯 | 300万円 | -16.40 | -5.8% | -3.28 | -1.2% | -4.26 | -1.6% | -8.30 | -3.1% |
| ケース1 | | 500万円 | -20.25 | -4.7% | -4.38 | -1.1% | -5.64 | -1.4% | -11.99 | -2.9% |
| ケース3 | | 1,000万円 | -42.62 | -5.6% | -5.15 | -0.7% | -6.24 | -0.9% | -17.30 | -2.4% |
| ケース3+ | | 1,500万円 | -49.60 | -4.6% | -6.58 | -0.6% | -12.40 | -1.2% | -33.13 | -3.2% |
| ケース4 | 共働き4人世帯 | 1,000万円 | -29.61 | -3.6% | -7.09 | -0.9% | -8.94 | -1.1% | -21.03 | -2.7% |
| ケース5 | 単身世帯 | 500万円 | -9.26 | -2.3% | -2.77 | -0.7% | -3.42 | -0.9% | -9.35 | -2.4% |

| | 世帯構成 | 世帯年収 | 試算期間全体 | |
|-------|---------|---------|-----------|-------|
| | | | 2011→2018 | |
| | | | 変化額 | 変化率 |
| ケース2 | 片働き4人世帯 | 300万円 | -24.70 | -8.8% |
| ケース1 | | 500万円 | -32.24 | -7.4% |
| ケース3 | | 1,000万円 | -59.91 | -7.8% |
| ケース3+ | | 1,500万円 | -82.73 | -7.6% |
| ケース4 | 共働き4人世帯 | 1,000万円 | -50.65 | -6.2% |
| ケース5 | 単身世帯 | 500万円 | -18.61 | -4.7% |

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入。

(出所)大和総研試算

図表7 片働き4人世帯における実質可処分所得の変化（2014年12月版・2015年1月版の比較）

| 世帯年収 | 2013→2014 | | 2014→2015 | | | |
|---------|--------------------|-------|-----------|-------|----------|-------|
| | 2014年12月版・2015年1月版 | | 2014年12月版 | | 2015年1月版 | |
| | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 | 変化額 | 変化率 |
| 300万円 | -2.98 | -1.1% | -3.87 | -1.5% | -3.28 | -1.2% |
| 500万円 | -5.80 | -1.4% | -4.97 | -1.2% | -4.38 | -1.1% |
| 1,000万円 | -13.51 | -1.8% | -5.15 | -0.7% | -5.15 | -0.7% |
| 1,500万円 | -18.41 | -1.8% | -6.58 | -0.6% | -6.58 | -0.6% |

(注)単位:万円、表示単位未満四捨五入

(出所)大和総研試算

2013年から2014年にかけては、子育て世帯臨時特例給付金が消費税率引き上げ時の逆進性対策として効果を発揮した。「片働き4人世帯」における世帯年収別の実質可処分所得の減少率は世帯年収1,000万円および1,500万円の世帯では1.8%であるのに対し、世帯年収500万円の世帯では1.4%、世帯年収300万円の世帯では1.1%と、世帯年収が低い世帯ほど実質可処分所得の減少率が小さくなっていた。

2014年12月版の試算では、2015年においては子育て世帯臨時特例給付金が支給されないことを前提としていた。このため、「片働き4人世帯」における2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少率は、世帯年収1,500万円の世帯では0.6%であるのに対し、世帯年収1,000万円の世帯では0.7%、500万円の世帯では1.2%、世帯年収300万円の世帯では1.5%と、世帯年収が低い世帯ほど実質可処分所得の減少率が大きく、「逆進性」を持つ形となっていた。

2015年1月版の試算では、2015年においても子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとしたが、その支給額は2014年と比べ減少している。「片働き4人世帯」における2014年から2015年にかけての実質可処分所得の減少率は、世帯年収1,500万円の世帯では0.6%であるのに対し、世帯年収1,000万円の世帯では0.7%、500万円の世帯では1.1%、世帯年収300万円の世帯では1.2%となった。2014年12月版の試算よりは改善されたものの、2015年1月版の試算でも依然として「逆進性」は残っている。

なお、2015年度政府予算案では、子育て世帯臨時特例給付金の給付費489億円に対し、事務費98億円（給付費の約20%）を計上している。これだけの事務費がかかるのは、子育て世帯臨時特例給付金を受給するには、児童手当の支給申請とは別に申請が必要であり、児童手当の審査とは別に子育て世帯臨時特例給付金の審査も必要となるためである。

子育て世帯臨時特例給付金の支給対象は所得制限なしの児童手当の支給対象世帯とほぼ一致する¹¹。このため、単純に「所得制限なしの児童手当」の支給額を2015年6月分（あるいは2015年度における任意の月）において3千円増額することとすれば、児童手当とは別に申請や審査を設けなくてもよく、事務費の98億円の大部分は不要となり、予算の節減か給付額の増額ができるものと考えられる。

消費税率引き上げ時の逆進性対策としては、軽減税率を導入するよりは給付金の支給や給付付き税額控除を行った方が簡素で効果的と考えられる。しかし、給付金の支給や給付付き税額控除を実施するとした場合においても、事務費をできる限り節減し、予算のうちなるべく多くの部分を給付費に回せるよう制度設計すべきであろう。

2017年4月以降の消費税率10%への引き上げ時の逆進性対策を検討するにあたっては、マイナンバーの活用も視野に入れつつ、簡素で効果的な（事務費が少なく、必要な世帯に行き届く）制度設計が望まれる。

¹¹ 厳密には、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象世帯は、所得制限なしの児童手当の支給対象世帯から、簡素な給付措置の支給対象となる世帯および生活保護制度により対応される世帯を除くものとなっている。しかし、これに係る審査・調整支給は簡素な給付措置および生活保護制度の側で行えばそれで足り、子育て世帯臨時特例給付金の側における審査・調整支給の事務を省くことは可能であると考えられる。

なお、本試算は、あくまで**消費税増税以外の要因では物価は変動せず、賃金も変動しないことを前提**に行った試算である。制度改正による実質可処分所得の減少分を補えるだけの実質賃金の増加があれば、負担増があっても家計が豊かになる道筋が描ける。物価・賃金の変動も踏まえた家計の実質可処分所得の試算については、今後、別途公表する予定である。

【以上】